

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月6日
【計算期間】	第7期 (自 平成24年2月8日 至 平成24年8月7日)
【ファンド名】	エル・プラス 2009-05
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村上 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	小濱 公哉
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として「Lプラス・マザーファンド」受益証券に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
追加型投信	海 外	不動産投信	
	内 外	その他資産 ()	特殊型 (絶対収益追求型)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

単位型投信

当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型（絶対収益追求型）

目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があり、属性区分の特殊型において絶対収益追求型に属するものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)			
	年2回				ブル・ベア型
	年4回	日本			
債券 一般	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)	
公債		欧州			条件付運用型
社債		アジア			
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	オセアニア			
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	絶対収益追求型
その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分変更型(その他資産(債券先物、通貨))))	その他 ()	アフリカ			
		中近東 (中東)			その他 ()
		エマージング			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分変更型（その他資産（債券先物、通貨））））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券先物の活用および通貨への投資を行ない、複数資産（債券および通貨）からの収益を得ることをめざします。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分変更型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年2回

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり（部分ヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

絶対収益追求型

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるものをいいます。

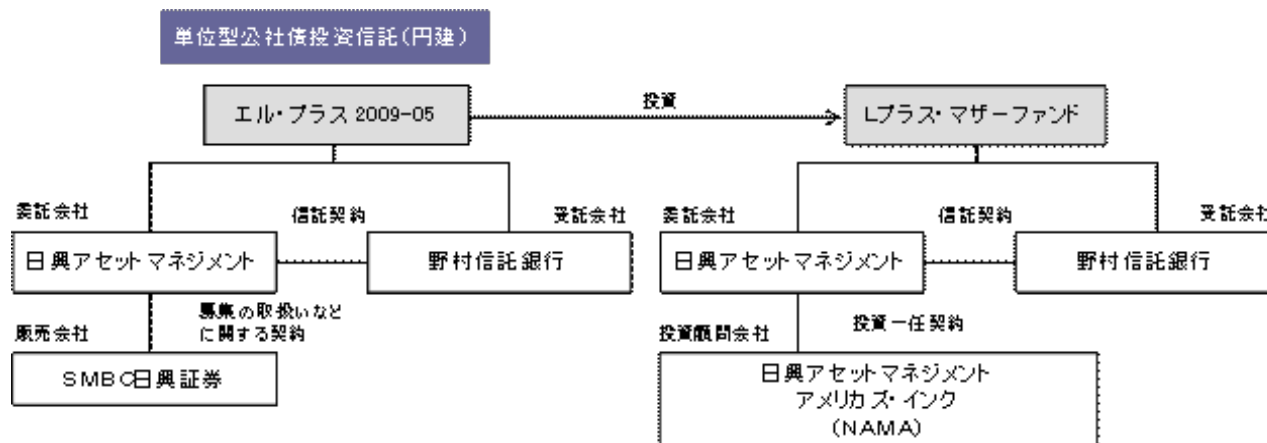
上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

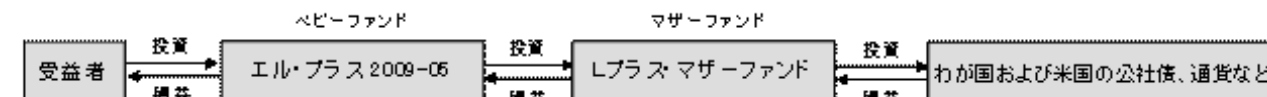
1. ファンドの特徴

- 1) 当ファンドは、「Lプラス・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、世界主要国の債券（債券先物取引などを含みます。）および通貨（外国為替予約取引などを含みます。）を主要投資対象とした公社債投資信託です。
 - ・主として日本および米国の公社債などに投資するとともに、日本を含む世界主要国の債券先物取引および外国為替予約取引を積極的に行ない、ベンチマーク（1ヵ月円LIBOR金利）を上回る投資成果をめざします。
- 2) ロング・ショート相対価値戦略による絶対リターンを追求します。
 - ・債券先物取引および外国為替予約取引などを用いたロング・ショート相対価値戦略を採用することで、各国間の価格変動リスクを相殺し、世界の株式市場や債券市場に対して低相関のリターンを獲得することをめざします。

2. ファンドのストラクチャー



ファンドは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンド「エル・プラス 2009-05」とし、その資金をマザーファンド「Lプラス・マザーファンド」に投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行なう、ファミリーファンド方式で運用することを基本とします。



注）「Lプラス・マザーファンド」の運用においては、わが国および米国の公社債、通貨の他、債券先物取引や外国為替予約取引などが用いられます。

3. マザーファンドの運用状況

<マザーファンドの運営>

マザーファンドは1999年10月29日に金39億3,700万円で信託契約が締結され、「日興 - C D C - L プラス・マザーファンド」の名称で信託財産の運用が開始されました。マザーファンドの信託財産にかかる運用指図は、委託会社からC D C インベストメント・マネジメント社に外部委託されていました。2002年3月1日、当該運用の外部委託先はC D C インベストメント・マネジメント社から、日興オルタナティブアセットマネジメント・インク（現 日興アセットマネジメント アメリカズ・インク（以下「投資顧問会社」または「NAMA」ということがあります。）に変更されています。またこれに関連して、2002年4月8日、マザーファンドの名称は「Lプラス・マザーファンド」に変更されました。

4. マザーファンドの投資方針

<投資方針および投資目的>

マザーファンドの運用に当たって投資顧問会社は、主にグローバル金融市場においてロング・ショート相対価値戦略（「6. オーバーレイ・ポートフォリオの運用で採用される投資戦略」で定義します。「グローバル・ダイナミック・アセット・アロケーション」または「G D A A」ともいいます。）を採用し、世界の株式市場、債券市場に対する相関の低いリターンにより、安定的な投資資本の成長を得ることを投資目標としています。ポートフォリオの構築に当たっては、主として、限られた取引時間内にマザーファンドのポジションを構築・解消できるだけの十分な流動性を備えたインストルメントを用いる予定です。

マザーファンドは、1ヵ月円LIBOR金利（以下「ベンチマーク」といいます。）を上回る投資成果（以下「超過リターン」といいます。）をめざします。目標とするリスクの水準は、マザーファンドのリターンの年率換算標準偏差で8%程度かそれを下回る水準とします。ただし、市況環境を考慮して弾力的にリスクをコントロールすることを試みます。
これらのパフォーマンス目標が達成されるという保証はありません。

5. 投資対象

マザーファンドのポートフォリオは、現物資産ポートフォリオとオーバーレイ・ポートフォリオに大別されます。

現物資産ポートフォリオはベンチマークリターンの獲得を、オーバーレイ・ポートフォリオは超過リターンの獲得をめざします。

現物資産ポートフォリオの投資対象

マザーファンドの現物資産ポートフォリオは、主として残存期間の短い日本国債ならびに翌日物コールなどの現金および現金同等物に投資される予定です。これ以外でも、米国財務省証券、米国政府保証債、およびそれらに担保したレポ取引契約、コマーシャル・ペーパー、割引債、定期預金、銀行引受手形、その他の先進各国の国債または政府保証債などにも投資される可能性があります。現物資産ポートフォリオに円建て以外の資産が組み入れられている場合は円に対してヘッジされる予定です。

オーバーレイ・ポートフォリオの投資対象

超過リターンを獲得することを目的としてオーバーレイ・ポートフォリオが構築されます。通貨スポット取引および先渡取引、通貨および金利にかかる先物取引、債券先物取引などを採用する予定です。オーバーレイ・ポートフォリオを構成する要素の候補のリストをコア・ユニバースといいます（次表参照）。オーバーレイ・ポートフォリオはコア・ユニバースの各要素のロング・ショート相対価値戦略によるポートフォリオとなります。

コア・ユニバース

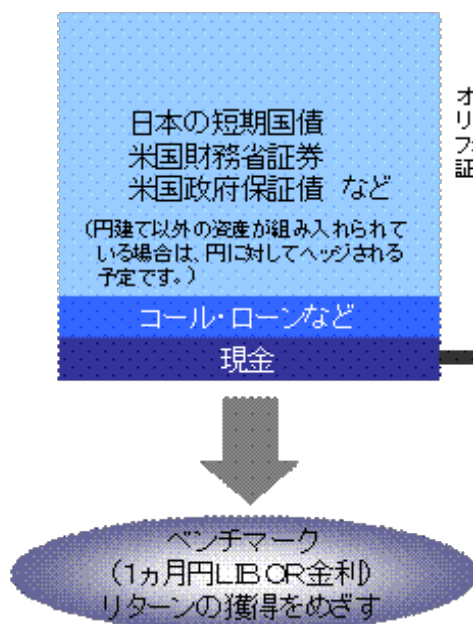
地域	債券先物取引	外国為替予約取引など
欧州		
ドイツ	ドイツ国債	ユーロ
ノルウェー		ノルウェー・クローネ
スウェーデン		スウェーデン・クローナ
スイス	スイス国債	スイス・フラン
英国	英国債	英・ポンド
ドル圏		
オーストラリア	オーストラリア国債	オーストラリア・ドル
カナダ	カナダ国債	カナダ・ドル
ニュージーランド		ニュージーランド・ドル
米国	米国債	米・ドル
アジア		
日本	日本国債	日本・円
シンガポール		シンガポール・ドル

注）上記のリスト外の先進各国の通貨ならびに債券であっても、それぞれの債券先物市場および通貨市場における進展如何によっては、コア・ユニバースに追加される可能性があります。コア・ユニバースに新しい国の要素を追加する際は、十分かつ一貫した流動性があるだけでな

く、変動相場制であり、予測に用いられるファクターの十分な時系列データを持ち、政局の安定性があることが要求されます。

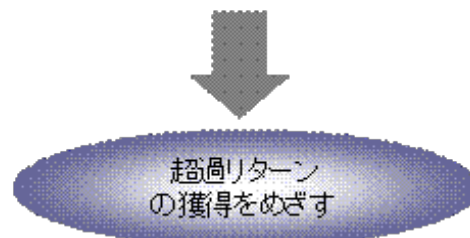
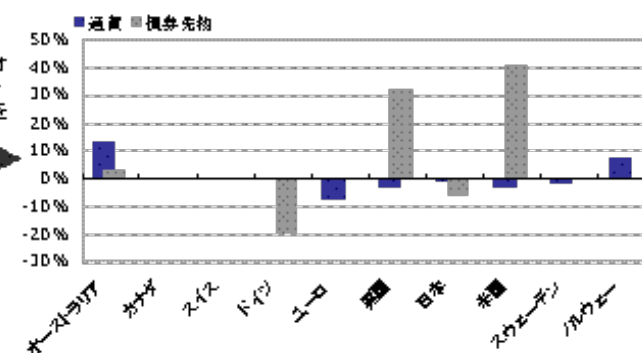
ポートフォリオのイメージ

① 現物資産ポートフォリオ



② オーバーレイ・ポートフォリオの例

エクスポージャー（グラフ）



出所：日興アセットマネジメント株式会社

上記のポートフォリオ例は、ポートフォリオのイメージをご理解いただくために作成したものであり、具体的な投資比率を示唆するものではありません。

カウンター・パーティー

債券先物取引は取引所取引インストゥルメントです。これらの取引については、各々の取引所および決済機構がマザーファンドのカウンター・パーティーとなります。一方、外国為替予約取引はカウンター・パーティーが必要であり、カウンター・パーティーの信用格付が重要です。マザーファンドは、投資顧問会社のインベストメント・チーム（以下「インベストメント・チーム」といいます。）が十分な信用力があると判断するカウンター・パーティーだけにエクスポージャーをもちます。

6．オーバーレイ・ポートフォリオの運用で採用される投資戦略

<6.1. 投資哲学>

インベストメント・チームは、経済および金融の情報に対してインストゥルメントの市場価格が十分素早く反応しない場合に、市場でミス・プライシングが生じると考えます。インベストメント・チームは、グローバル金融市場の債券および通貨について、相対価値および方向性のポジションをとる戦略（以下「ロング・ショート相対価値戦略」といいます。）を用いることによって、市場の投資機会を利用することを試みます。更にインベストメント・チームは、専ら先物取引および先渡取引などを用いることによって、スプレッド・リスクや信用リスクなどの伝統的な投資に伴う固有の市場リスクのうち相応の範囲のリスクを避けることができると考えます。またインベストメント・チームは、オーバーレイ・ポートフォリオからのリターンが、グローバル金融市場のベンチマーク指数に対しても、低いあるいは負の相関となることを期待しています。

<6.2. アプローチ>

インベストメント・チームは、統制がとれていることが期待され、定量分析と定性分析を用いる4段階のプロセスを採用しています。

4段階のプロセス

1．定量分析過程

インベストメント・チームは、入手が容易な経済および金融データを用い、複数国にまたがるコア・ユニバースの各資産の相対リターン（リスク・フリー・レートに対する相対リターンを指しています。以下同じ。）の予測値、その予測誤差の偏差（ボラティリティ）および予測誤差間の相関を導き出すようにデザインされた、ベイズ統計モデル（以下「モデル」といいます。）を採用しています。モデルは、全てのアウトプット（上記の相対リターン、ボラティリティ、相関などの予測値を指します。以下同じ。）を同時推定する、1つに統合されたモデルとしてデザインされています。モデルは、グローバル金融市場間の相互依存関係およびグローバル投資家のア

セット・アロケーション決定、すなわちグローバル金融市場間の資金移動などを認識するようデザインされています。

[インプット]

モデルは、矛盾のない定量的な金融市場の評価を提供するようデザインされています。モデルのインプットとして経済および金融のファンダメンタル・ファクターを使用しています。これらのファクターは以下のものを含みます。

- ・ 短期金利
- ・ 流動性の状態
- ・ イールド・カーブの特徴
- ・ 長期金利の変化
- ・ 長期金利の水準
- ・ 商品価格の変化
- ・ 株式市場評価水準
- ・ 誤差の偏差のモメンタム

これらのファクターは、新しい分析を経て、時間の経過とともに変化する可能性があります。

[アウトプット]

リターン（相対リターンの予測値）：

コア・ユニバースの各資産の相対リターンを導くモデルは、資産毎または国毎に独立したモデルや、相対リターンとその偏差の予測が分離されたモデリング・システムと対照的に、1つに統合されたモデルです。このことに加えて、コア・ユニバースの各資産について同じファクターに着目しているので、コア・ユニバースの各資産間の関連性を評価することができます。この技法は、Seemingly Unrelated Regressions（SUR：見かけ上無関係な方程式の推計）として知られています。グローバル金融市場はそれぞれ独立しているように見える反面、異なる市場間には非常に強い関係があることも認識しています。インベストメント・チームは、統合されたアプローチを採用することによって、グローバル金融市場の資産間の相互依存関係を捉えるを試みます。シュリンケージ（shrinkage：縮小化）またはデータ・プーリング（data pooling：情報蓄積）として知られる統計アプローチもまた、モデルに組み込まれています。この統計アプローチを単純化していえば、英国の短期金利の変化が英ポンドに与える影響と同様な影響を、米国の短期金利の変化が米ドルに与えることは感覚的に理解できます（この場合は短期金利がファクターで、影響度を見積もったものがファクターに対する感応度になります。）。もし、マルチ・ファクター・モデルを用いて将来のポンドのリターンを予測するとすれば、それぞれのファクターの変化に対する感応度を推計する必要があります。米国のデータおよび英国のデータを統合することによって、英国のデータだけを使う場合に比べて、感応度の推計を向上させることが期待されます。コア・ユニバースの各資産全てにこの技法を拡張すれば、更に感応度の推計を向上させることができるとインベストメント・チームは考えます。

ボラティリティ（相対リターンの予測誤差の偏差）：

インベストメント・チームは、コア・ユニバースの各資産の過去のリターンのボラティリティではなく、主として相対リターンの予測値の偏差を重要視しています。単純化していえば、コア・ユニバースの各資産のヒストリカル・ボラティリティよりはむしろ、インベストメント・チームの推計する相対リターンの予測の精度をより重要視しています。

相関（相対リターンの予測誤差間の相関）：

インベストメント・チームは、相対リターンの予測誤差間の相関を重要視しています。コア・ユニバースの各資産のヒストリカル・リターン間の相関よりも、むしろファンダメンタル・ファクター以外の要因がコア・ユニバースの各資産のリターンに与えている影響をより重視しています。インベストメント・チームは、ファンダメンタル・ファクターによる予測寄与度と非ファンダメンタル・ファクターの影響、すなわち予測誤差を分離し、広くヘッジアウトできるような、分散されたロング・ショートオーバーレイ・ポートフォリオを構築することを目的としています。

2．インベストメント・チームによる定性分析

インベストメント・チームは、モデルのアウトプットおよびモデルが推奨するオーバーレイ・ポートフォリオを再評価し、選挙、中央銀行の政策、またはその他の政治リスクなどの、モデルが定量的に評価できない定性的なリスクに対して分析を行ない、その評価を定量分析の結果に加えます。インベストメント・チームは、ローカルな視点、グローバルな視点の双方から経済問題やイベントの金融市場への影響を考慮していく予定です。

3．オーバーレイ・ポートフォリオのアロケーションの決定

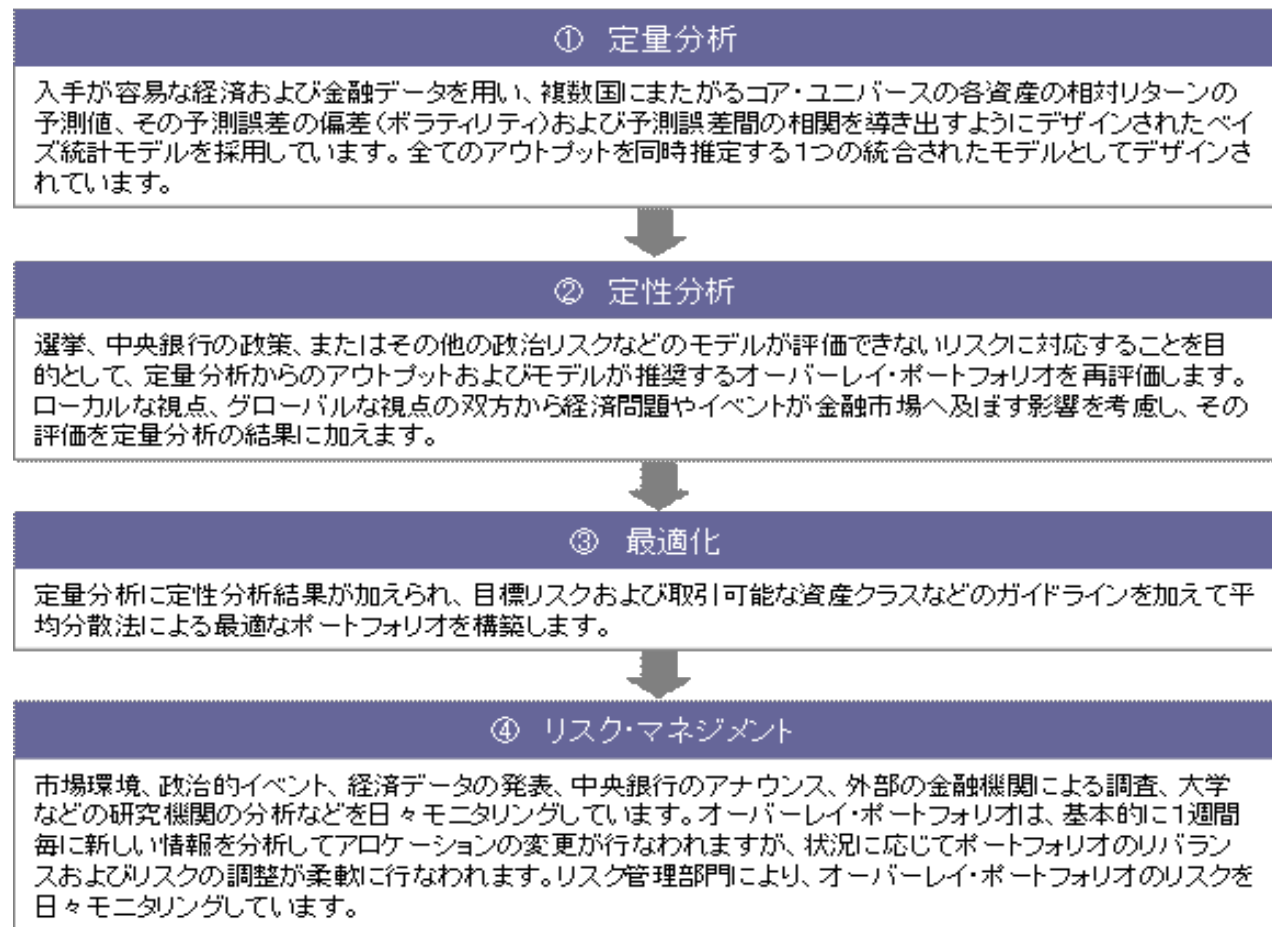
インベストメント・チームは、オーバーレイ・ポートフォリオのアロケーションの決定にあたっては、標準的な平均分散最適化を用いています。インベストメント・チームの定性分析が加えられたモデルのアウトプットに、オーバーレイ・ポートフォリオのリスク目標や取引可能な資産クラス、インストゥルメントなどのインベストメント・ガイドラインを加えてオーバーレイ・ポートフォリオのアロケーションの最適化を行ないます。

4. オーバーレイ・ポートフォリオのモニタリングおよびマネジメント

インベストメント・チームは、市場環境、政治的イベント、経済データの発表、中央銀行のアナウンス、外部の金融機関による調査、大学などの研究機関の分析、などから発表される情報を日次でモニタリングしています。オーバーレイ・ポートフォリオは、基本的に一週間毎に新しい情報を分析してアロケーションの変更が行なわれますが、状況に応じて随時変更や調整も行なわれます。オーバーレイ・ポートフォリオのリスクは基本的に日々計算されます。

運用プロセス

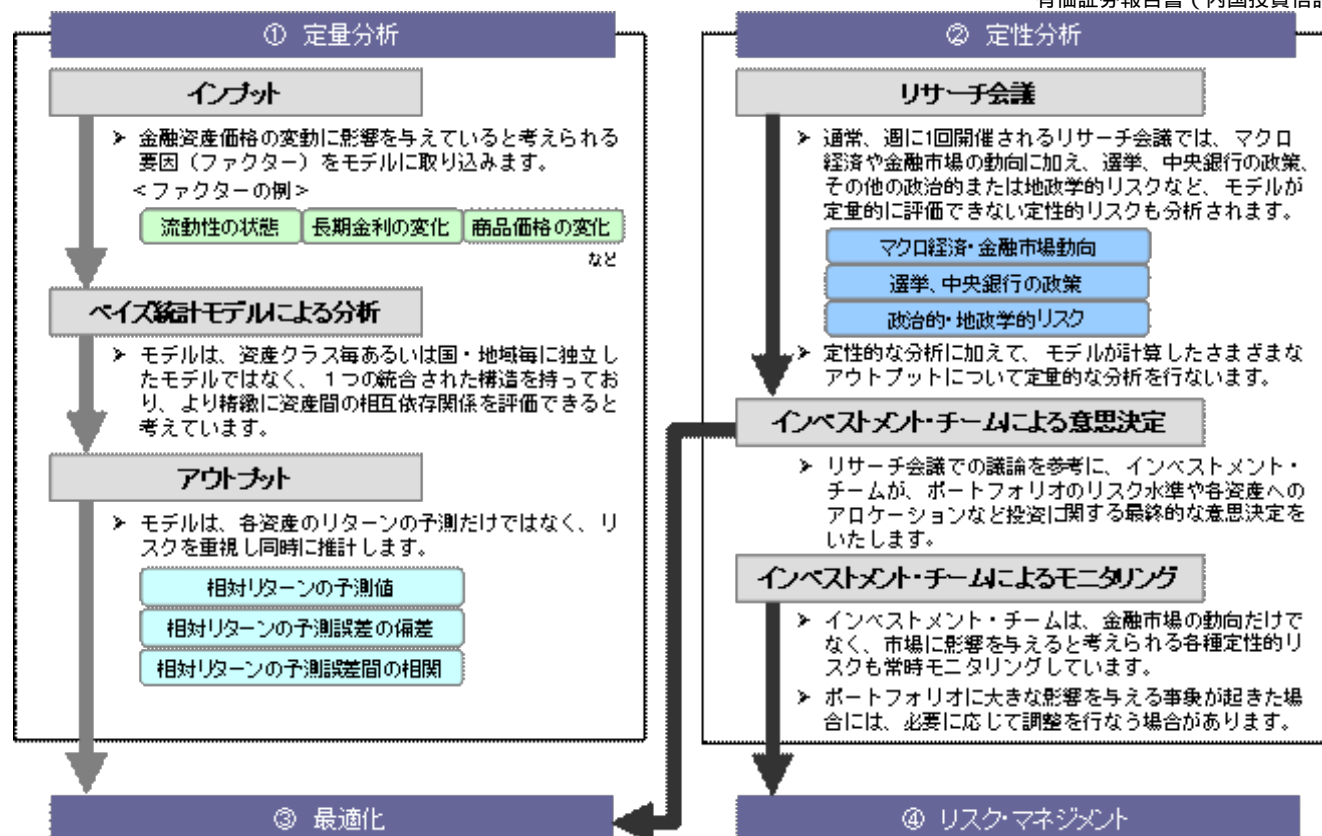
オーバーレイ・ポートフォリオは、基本的に週1回リバランスします。加えて市場環境の変化に応じ随時調整します。



資金動向・市況動向、残存信託期間・残存元本などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

上記は本書提出日現在のものであり、将来変更となる場合があります。

<6.3.アプローチの特徴>



資金動向・市況動向、残存信託期間・残存元本などによっては、上記のような運用ができない場合があります。上記は本書提出日現在のものであり、将来変更となる場合があります。

マザーファンドの運用の特徴

基本戦略

主要先進国の債券・通貨を中心としたグローバルな債券先物取引・外国為替予約取引のロング・ショート相対価値戦略です。

ターゲット・リスク

年率標準偏差 8%程度までの範囲で超過リターンを得ることを目標とし、リスクの低減を重視して運用します。

運用プロセス

ベイズ統計モデルによる分析にインベストメント・チームの定性分析を加えポートフォリオを構築します。

運用スタイル

各資産のリターンの方角性だけでなく、資産間の相対的な歪みを重視して運用します。

アロケーションの変更

週次ベースの予測に基づき基本的に週1回リバランスします。加えて市場環境の変化に応じ随時調整します。

上記は本書提出日現在のものであり、将来変更となる場合があります。

日興アセットマネジメント アメリカズ・インク（NAMA）について

- 日興アセットマネジメント アメリカズ・インク（NAMA）は、日興アセットマネジメント株式会社の100%出資子会社である海外持株会社の傘下にあるグローバル運用の米国拠点です。
- NAMAでは、グローバル債券やグローバル株式などの伝統的資産運用から、グローバル・マクロなどのオルタナティブ運用、外部マネージャーのリサーチなど幅広い資産運用サービスを提供しています。

信託金限度額

ファンドの仕組み



- ・また、市況動向などによっては国内債などへの直接投資を行なうこともあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

< Lプラス・マザーファンド >

- ・主としてわが国および米国の公社債に投資するとともに、日本を含む先進各国の債券先物取引および通貨先物取引を積極的に行ない、1ヵ月円LIBOR金利を上回る投資成果をめざします。
- ・現物資産ポートフォリオの外貨建資産への投資にあたっては、為替は原則としてフルヘッジするものとします。
- ・ただし、市況動向や資金動向などによっては、上記の運用方針に従った運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

< エル・プラス 2009-05 >

「Lプラス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限りします。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

主として「Lプラス・マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限りします。）
- 5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの
- 8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 12) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 14) 外国の者に対する権利で13)の有価証券の性質を有するもの

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

次の取引ができます。

- 1) 先物取引等
- 2) スワップ取引
- 3) 金利先渡取引
- 4) 為替先渡取引

- 5) 有価証券の貸付
- 6) 公社債の空売
- 7) 公社債の借入
- 8) 外国為替予約取引
- 9) 資金の借入

< L プラス・マザーファンド >

わが国および米国の公社債ならびに有価証券指数等先物取引に係る権利および外国市場証券先物取引に係る権利を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第13条、第14条および第15条に定めるものに限り、）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限り、）
- 5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの
- 8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
- 12) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 14) 外国の者に対する権利で13)の有価証券の性質を有するもの

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

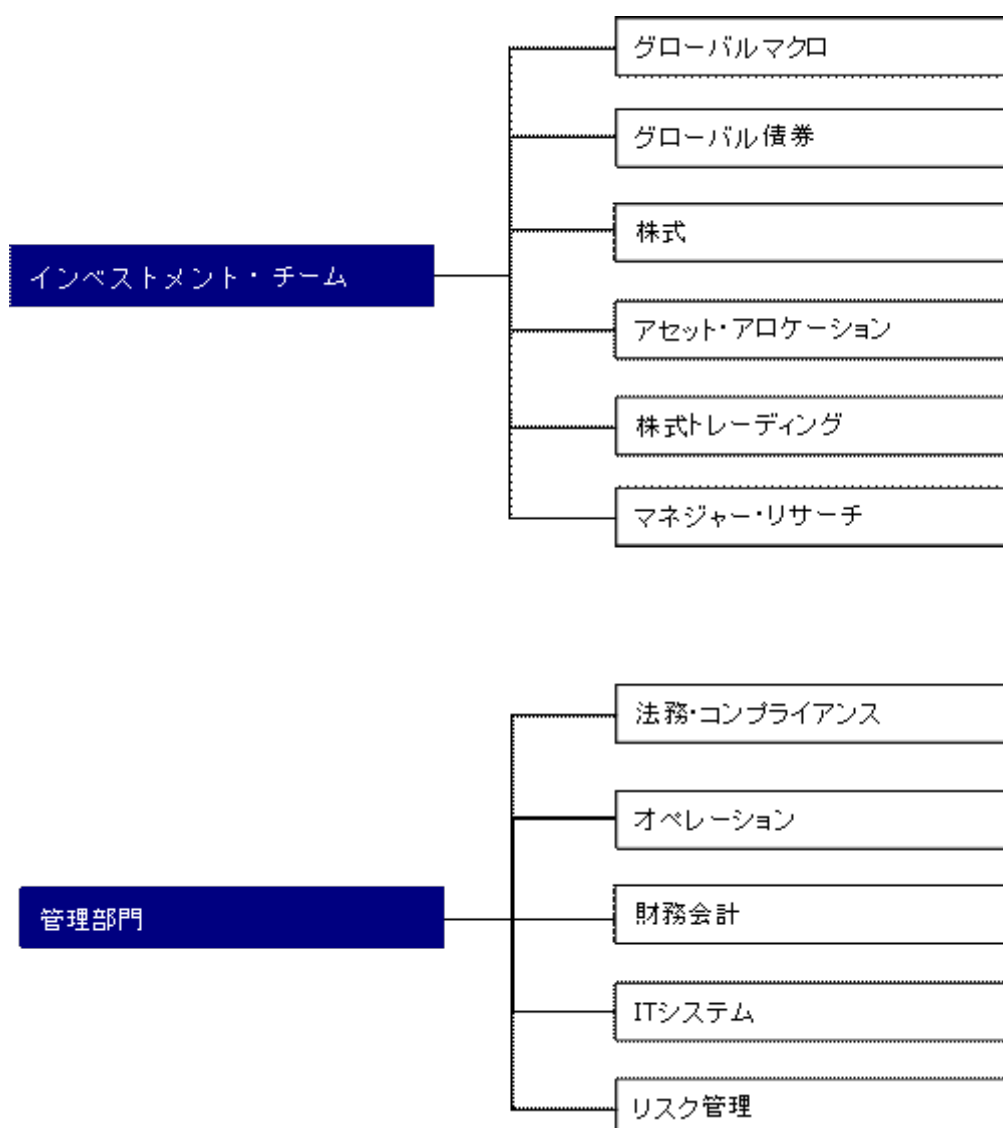
次の取引ができます。

- 1) 先物取引等
- 2) スワップ取引
- 3) 金利先渡取引
- 4) 為替先渡取引
- 5) 有価証券の貸付
- 6) 公社債の空売
- 7) 公社債の借入
- 8) 外国為替予約取引

(3) 【運用体制】

<日興アセットマネジメント アメリカズ・インク（投資顧問会社）における運用体制>

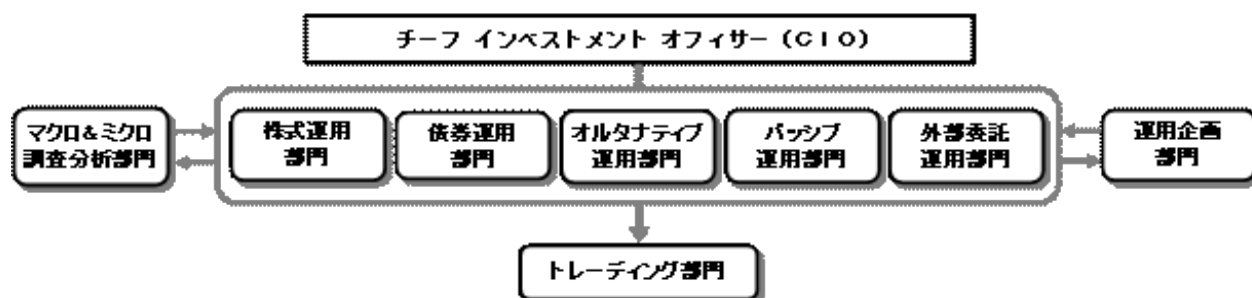
当ファンドの主要投資対象である「Lプラス・マザーファンド」においては、日興アセットマネジメント アメリカズ・インクに運用の指図に関する権限を委託します。



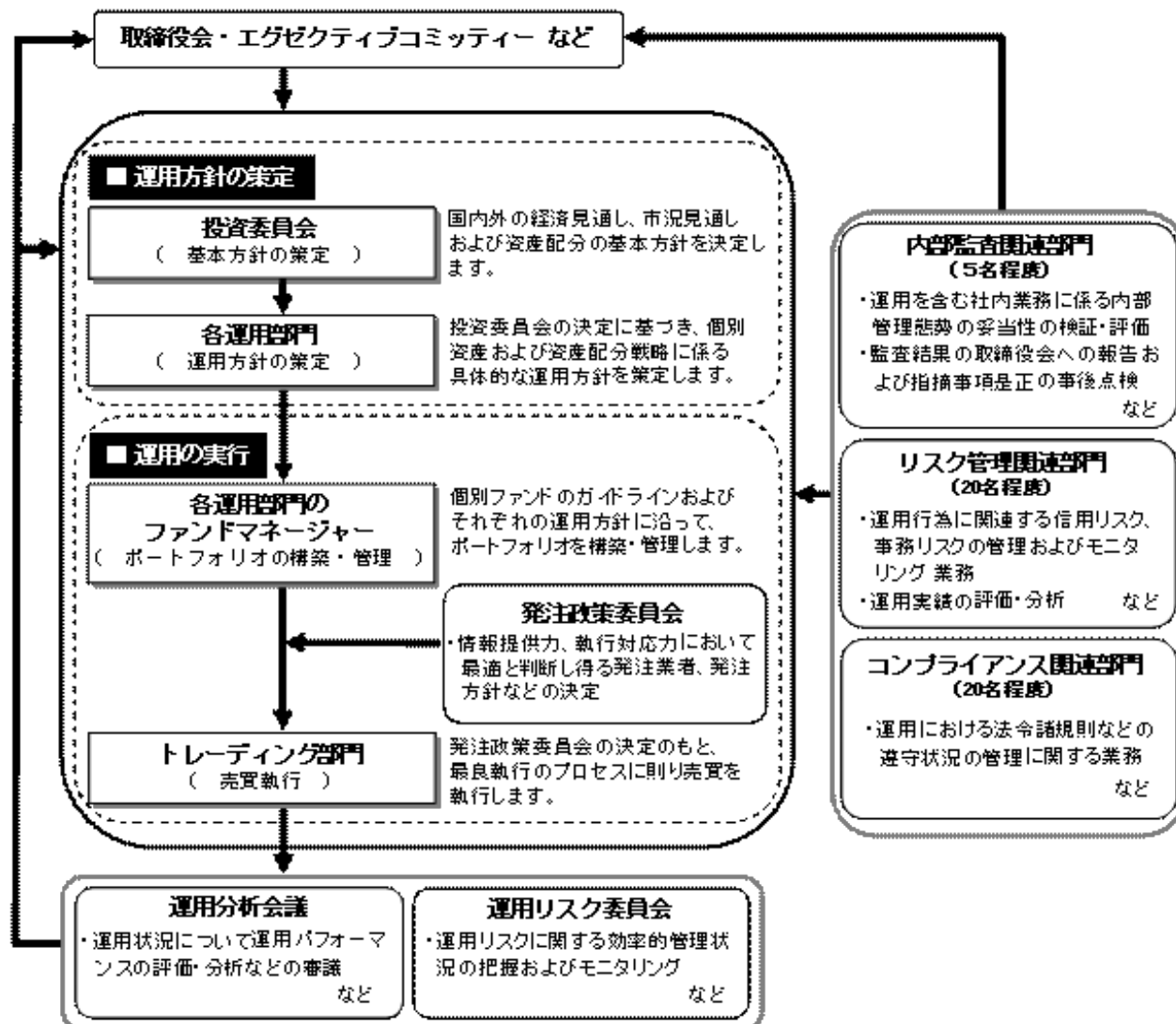
リスク管理部門は、インベストメント・チームとは独立した立場で、マザーファンドについて包括的な見地からリスクモニタリングを行なっています。（平成24年8月末現在）

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているなどのモニタリングを行なっております。

上記体制は平成24年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象収益の範囲

元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間などを勘案して決定します。

ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行なわないことがあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

<エル・プラス 2009-05>

- 1) 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への実質的な投資は行ないません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 3) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 4) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 5) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 12) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ハ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解

約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

< L プラス・マザーファンド >

- 1) 株式への投資は行ないません。
- 2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 3) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 4) わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 5) わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 10) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・ 投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に債券および債券先物取引にかかる権利を実質的な投資対象としますので、債券および債券先物取引にかかる権利の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合があるほか、為替予約取引なども積極的に活用しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・ 一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場

合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

- ・一般に債券先物取引にかかる権利の価格は、金利の動きや先物市場の需給等の影響を受けて変動します。ファンドにおいては、債券先物取引にかかる権利の値動きに予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

- ・現物資産ポートフォリオに組み入れる外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- ・オーバーレイ・ポートフォリオについては、世界各国の債券先物取引や為替予約取引などを積極的に行なうため、為替変動の影響を大きく受けます。

デリバティブリスク

金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

レバレッジリスク

オーバーレイ・ポートフォリオについては、世界各国の債券先物取引や為替予約取引などを積極的に用いてレバレッジ取引を行ないます。したがって、債券先物市況や為替変動の影響を大きく受けます。

第三者とのライセンス契約に係るリスク

ファンドおよびマザーファンドの運用は、第三者とのライセンス契約に基づき提供される定量モデルに、大きく依存します。

< 不十分な分散、投資の集中に関する事項 >

ポートフォリオのリスク分散に努めますが、一部の投資対象に集中して投資を行なうことがあります。また、投資対象となる先物取引などはある一定の範囲に限定されていることから、分散効果は限定的となります。集中投資している一部の投資対象の価格変動により損失が生じた場合は、分散投資した場合に比べて、大きな損失を被るリスクがあります。

< 成功報酬に関する事項 >

成功報酬は、ファンドの純資産総額をもとに計算されます。成功報酬が支払われた後にファンドが損失を被った場合であっても、支払済みの成功報酬相当額がファンドに戻されることはありません。

< ファンドが投資対象とするマザーファンドに関する事項 >

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに解約・償還・設定などに伴なう資金流入などがあり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券などの売買などが生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

< その他の留意事項 >

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・ 基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。

・ 運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

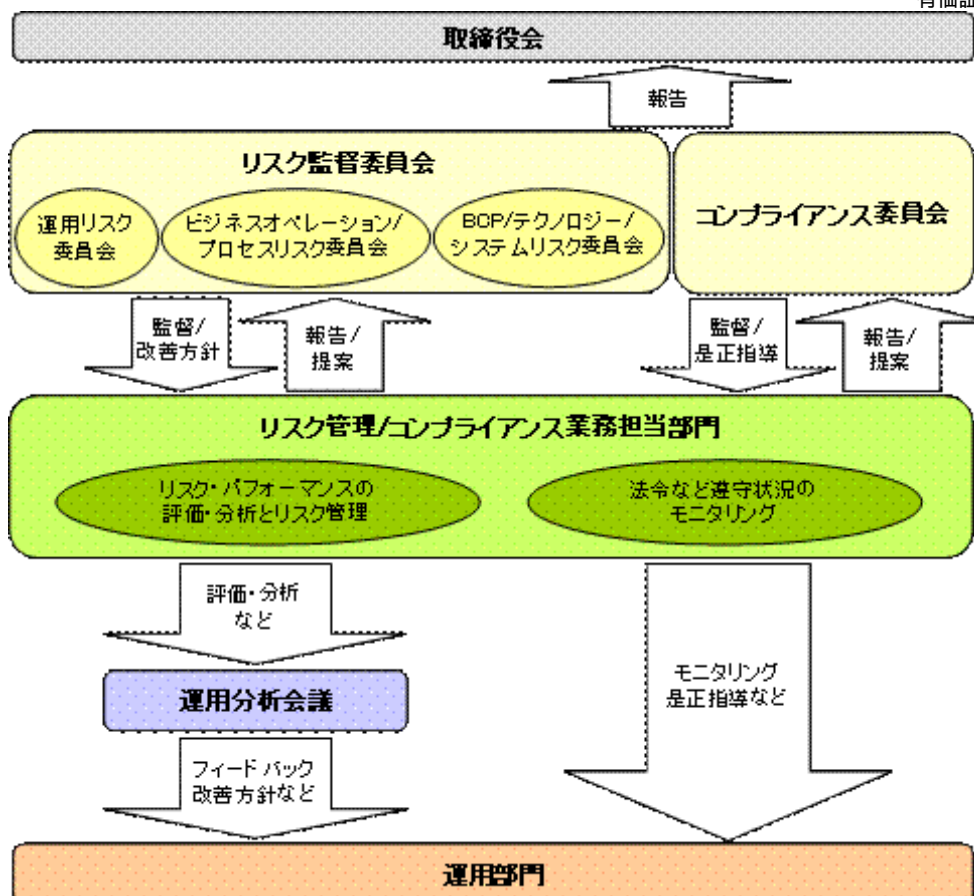
・ 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

< 日興アセットマネジメント アメリカズ・インク（投資顧問会社）におけるリスク管理体制 >
インベストメント・チームの担当ファンドマネージャーがマザーファンドのリスクをコントロールすると同時に、インベストメント・チームから独立したリスク管理部門が、包括的なリスク管理手続きとして、マザーファンドについてインベストメント・チームが使用しているデータの妥当性やリスクの動向をモニタリングしています。リスク管理にあたっては、社外の独立した第三者により提供されたリスク分析ツールも使われています。当該リスク分析ツールにより計算されたポートフォリオのリスク値は日興アセットマネジメントのリスク管理部門にも日々報告されています。また、マザーファンドの純資産総額、基準価額は日次でモニタリングされ、現金およびポジションは、担当するファンドマネージャーと日興アセットマネジメント アメリカズ・インクの管理部門との間で日々照合されており、（平成24年8月末現在）

< 日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制 >



■ 全社的なリスク管理

当社は運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■ リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■ 法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス関連部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成24年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料は1口当たり105円（税抜100円）が上限となっております。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、次のイ）およびロ）の合計額とします。

イ）基準報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.95%の率を乗じて得た額とします。

ロ）成功報酬

毎計算期末または償還日の基準価額、もしくは受益者毎の解約請求受付日の基準価額が下記の「1ヵ月円LIBOR累積ベンチマーク」を上回るとき、その上回る額に20%を乗じ、さらに該当する受益権口数を乗じて得た額とします。

a) 「1ヵ月円LIBOR累積ベンチマーク」とは、

各計算期間の「採用計算基準価額」に「1ヵ月円LIBOR指数」を乗じて得た額（円未満四捨五入）とします。

b) 「採用計算基準価額」とは、

）計算期間の前計算期間に収益分配を行なったとき

当初設定から前計算期間の全計算期間の末日における基準価額のうち最も高い基準価額をいいます。

）計算期間の前計算期間に収益分配を行なわなかったとき

前計算期間末の基準価額と、前計算期間より前の収益分配を行なった直近の計算期間末に適用される「1ヵ月円LIBOR累積ベンチマーク」（第1計算期間における採用計算基準価額は、10,000円とします。）のいずれか大きい値とします。

c) 「1ヵ月円LIBOR指数」とは、

・計算期間における「金利適用期間」毎の $(1 + L \times D / 360)$ を全て乗じたものとします。

・Lは金利適用期間初日の前営業日の前日（当該日がロンドンにおける銀行休業日のときはその前ロンドン銀行営業日とします。）の日本円1ヵ月LIBORとし、ロンドン時間当日11時にブルームバーグ画面BBAM1に表示される1ヵ月円LIBOR金利をいいます。

・Dは金利適用期間の実日数とします。

d) 「金利適用期間」とは、

第1金利適用期間：各計算期間の初日から翌月7日（7日が休業日のときは翌営業日、以下同じ。）まで

第2金利適用期間：第1金利適用期間の最終日の翌日から翌月7日まで

第3金利適用期間以下は前記に準じ、第6金利適用期間までとします。

ただし、第1計算期間の金利適用期間は第1計算期間末日まで、最終計算期間の金利適用期間は償還日までとします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は以下の通りとします。

イ）基準報酬

基準報酬の配分は、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とする残存する全ベビーファンドの純資産総額の販売会社毎の合計額に応じて以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額の合計額	基準報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.95%	1.40%	0.50%	0.05%
100億円超200億円以下の部分		0.90%	1.00%	
200億円超の部分		1.15%	0.75%	

マザーファンドの投資顧問会社への報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います

販売会社への配分は消費税等相当額を含みます。

ロ）成功報酬

成功報酬は全額をマザーファンドの投資顧問会社に支払います。

支払時期

イ）基準報酬

毎計算期末ならびに解約または信託終了時において、信託財産から支払います。

ロ）成功報酬

解約時においては受益者毎の解約金から、毎計算期末または信託終了時においては信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要

する費用。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

< 投資対象とするマザーファンドに係る費用 >

- ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、公社債投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

１）解約金、償還金の取扱い

- ・ 解約価額、償還価額の元本超過額が課税対象であり、20%（所得税15%、地方税５%）の源泉分離課税となります。
- ・ なお、上記の20%の税率は、平成25年１月１日以降は20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率となる予定です。

２）収益分配金の取扱い

- ・ 収益分配金が課税対象であり、20%（所得税15%、地方税５%）の源泉分離課税となります。
- ・ なお、上記の20%の税率は、平成25年１月１日以降は20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率となる予定です。

法人受益者の場合

１）解約金、償還金の取扱い

- ・ 解約価額、償還価額の元本超過額が課税対象であり、20%（所得税15%、地方税５%）の源泉徴収となります。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・ なお、上記の20%の税率は、平成25年１月１日以降は20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率となる予定です。

２）収益分配金の取扱い

- ・ 収益分配金が課税対象であり、20%（所得税15%、地方税５%）の源泉徴収となります。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・ なお、上記の20%の税率は、平成25年１月１日以降は20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率となる予定です。

３）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

上記は平成24年11月6日現在のものであり、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2012年8月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,190,411,718	99.86
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	-	1,665,079	0.14
合計（純資産総額）		1,192,076,797	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率（％）
日本	親投資信託受益証券	L プラス・マザーファンド	584,710,309	1.7546	1,025,932,709	2.0359	1,190,411,718	99.86

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.86
合 計	99.86

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	2009年 8月 7日	2,201	2,219	10,009	10,089
第2計算期間末	2010年 2月 8日	2,208	2,237	10,040	10,170
第3計算期間末	2010年 8月 9日	2,205	2,287	10,026	10,396
第4計算期間末	2011年 2月 7日	2,166	2,166	9,847	9,847
第5計算期間末	2011年 8月 8日	1,195	1,195	9,964	9,964
第6計算期間末	2012年 2月 7日	1,202	1,223	10,023	10,193
第7計算期間末	2012年 8月 7日	1,199	1,199	9,994	9,994
2011年 8月末日		1,210	-	10,091	-
9月末日		1,202	-	10,017	-
10月末日		1,208	-	10,074	-
11月末日		1,200	-	10,003	-
12月末日		1,207	-	10,063	-
2012年 1月末日		1,224	-	10,202	-
2月末日		1,207	-	10,063	-
3月末日		1,182	-	9,857	-
4月末日		1,183	-	9,862	-
5月末日		1,188	-	9,901	-
6月末日		1,192	-	9,935	-
7月末日		1,201	-	10,016	-
8月末日		1,192	-	9,934	-

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2009年 5月29日～2009年 8月 7日	80.0000
第2期	2009年 8月 8日～2010年 2月 8日	130.0000
第3期	2010年 2月 9日～2010年 8月 9日	370.0000
第4期	2010年 8月10日～2011年 2月 7日	0
第5期	2011年 2月 8日～2011年 8月 8日	0
第6期	2011年 8月 9日～2012年 2月 7日	170.0000
第7期	2012年 2月 8日～2012年 8月 7日	0

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2009年 5月29日～2009年 8月 7日	0.89
第2期	2009年 8月 8日～2010年 2月 8日	1.61
第3期	2010年 2月 9日～2010年 8月 9日	3.55
第4期	2010年 8月10日～2011年 2月 7日	1.79
第5期	2011年 2月 8日～2011年 8月 8日	1.19
第6期	2011年 8月 9日～2012年 2月 7日	2.30
第7期	2012年 2月 8日～2012年 8月 7日	0.29

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
---	----	---------	---------

第1期	2009年 5月29日～2009年 8月 7日	220,000	0
第2期	2009年 8月 8日～2010年 2月 8日	0	0
第3期	2010年 2月 9日～2010年 8月 9日	0	0
第4期	2010年 8月10日～2011年 2月 7日	0	0
第5期	2011年 2月 8日～2011年 8月 8日	0	100,000
第6期	2011年 8月 9日～2012年 2月 7日	0	0
第7期	2012年 2月 8日～2012年 8月 7日	0	0

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）Lプラス・マザーファンド

以下の運用状況は2012年8月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	35,495,063,689	88.47
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	-	4,625,746,010	11.53
合計（純資産総額）		40,120,809,699	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	アメリカ	9,449,762,726	23.55
	買建	オーストラリア	3,469,781,446	8.65
	買建	ドイツ	2,906,020,755	7.24
	売建	日本	16,704,000,000	41.63
	売建	イギリス	3,819,117,787	9.52

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約先物取引	買建	—	14,675,830,592	36.58
	売建	—	16,585,061,413	41.34

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	利率（％）	償還期限	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
日本	国債証券	第294回国庫短期証券	—	2012/10/15	20,000,000,000	99.99	19,997,549,800	99.99	19,997,549,800	49.84
日本	国債証券	第278回国庫短期証券	—	2012/11/09	10,000,000,000	99.98	9,998,127,700	99.98	9,998,127,700	24.92
日本	国債証券	第271回国庫短期証券	—	2012/10/10	5,500,000,000	99.99	5,499,386,189	99.99	5,499,386,189	13.71

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	88.47
合 計	88.47

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
＜有価証券先物取引等＞

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	TNOTE10Y1212	買建	903	米ドル	119,838,423	9,449,762,726	23.55
	オーストラリア	シドニー先物取引所	AUSTR10Y1209	買建	342	豪ドル	43,406,157	3,469,781,446	8.65
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1209	買建	205	ユーロ	29,271,140	2,906,020,755	7.24
	日本	東京証券取引所	長期国債標準物先物 2012年09月	売建	116	日本円	16,715,390,000	16,704,000,000	41.63
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT10Y 1212	売建	254	英ポンド	30,639,040	3,819,117,787	9.52

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

＜為替予約取引＞

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資 比率(%)
為替予約先物取引	豪ドル	買建	93,000,000	7,700,725,100	7,505,100,000	18.71
	スウェーデンクローナ	買建	280,000,000	3,331,596,000	3,290,000,000	8.20
	米ドル	買建	22,632,102	1,780,128,000	1,778,430,592	4.43
	スイスフラン	買建	13,000,000	1,069,723,200	1,064,440,000	2.65
	ノルウェークローネ	買建	40,000,000	538,724,000	540,400,000	1.35
	英ポンド	買建	3,000,000	373,960,200	372,180,000	0.93
	ニュージーランドドル	買建	2,000,000	128,719,000	125,280,000	0.31
	ユーロ	売建	68,000,000	6,717,088,200	6,686,440,000	16.67
	米ドル	売建	51,989,456	4,112,513,100	4,085,331,413	10.18
	英ポンド	売建	19,000,000	2,374,801,000	2,357,140,000	5.88
	加ドル	売建	27,000,000	2,148,175,600	2,135,430,000	5.32
	スイスフラン	売建	8,000,000	656,529,400	655,040,000	1.63
	ノルウェークローネ	売建	40,000,000	538,520,000	540,400,000	1.35
	ニュージーランドドル	売建	2,000,000	125,948,200	125,280,000	0.31

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、取得申込みの受付は行なっておりません。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

（1）解約の受付

- ・ 信託期間中の各月7日（平成21年6月を除きます。当該日が休業日の場合は翌営業日となります。）を解約請求受付日とします。なお、解約請求の受付は、解約請求受付日の前月の最終5営業日間（以下「解約請求期間」といいます。）とします。
- ・ 取扱時間は解約請求期間中の各営業日の午後4時までとします。

（2）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（3）解約価額

解約請求受付日の基準価額から当該解約に係る1口当たりの成功報酬を控除した価額とします。

- ・ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（4）手取額

- 1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（5）解約単位

1,000口以上1,000口単位

（6）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

（7）受付の中止および取消

- ・ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

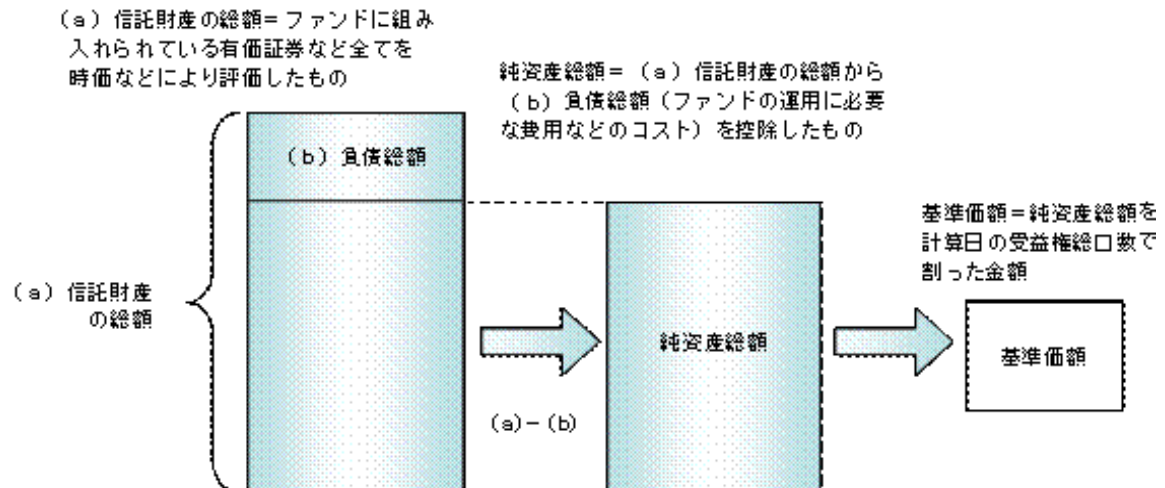
3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・ 基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・ 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日^{*}における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・ 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・ 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・ 価格情報会社の提供する価額
残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

^{*} 外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

有価証券先物取引等（国内）

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。

有価証券先物取引等（外国）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

為替予約取引

原則として、基準価額計算日のわが国における対顧客先物相場の仲値で評価します。

- ・ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成26年5月7日までとします（平成21年5月29日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年2月8日から8月7日までおよび8月8日から翌年2月7日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権口数が10万口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

 - ・ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

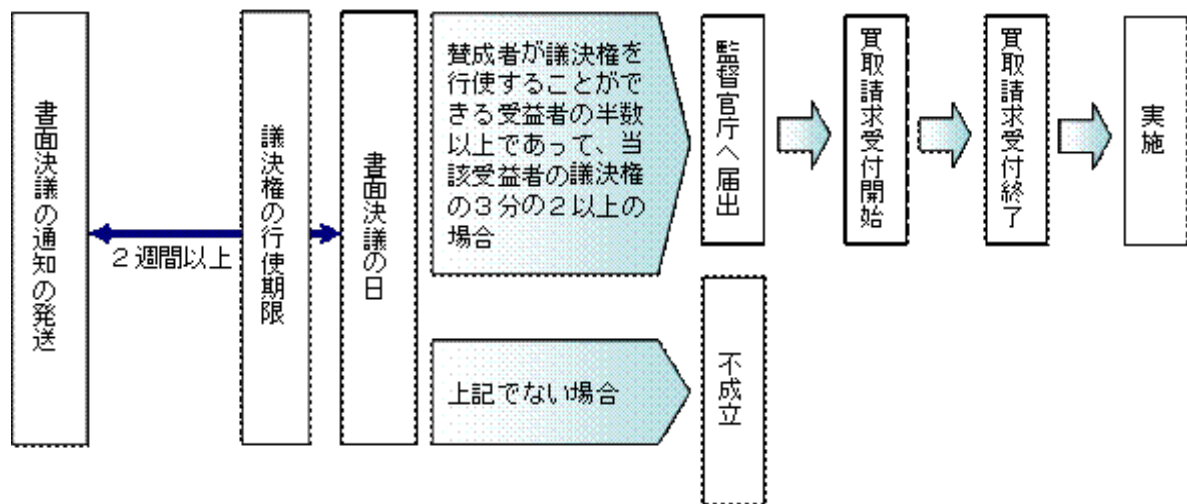
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の 2 週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成24年2月8日から平成24年8月7日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

エル・プラス 2009-05

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 平成24年 2 月 7 日現在	第7期 平成24年 8 月 7 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,626,969	14,795,171
親投資信託受益証券	1,222,228,393	1,196,141,879
未収利息	31	27
流動資産合計	1,238,855,393	1,210,937,077
資産合計	1,238,855,393	1,210,937,077
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	20,400,000	-
未払受託者報酬	302,587	296,626
未払委託者報酬	15,338,296	11,271,676
その他未払費用	31,073	30,459
流動負債合計	36,071,956	11,598,761
負債合計	36,071,956	11,598,761
純資産の部		
元本等		
元本	1,200,000,000	1,200,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	2,783,437	661,684
元本等合計	1,202,783,437	1,199,338,316
純資産合計	1,202,783,437	1,199,338,316
負債純資産合計	1,238,855,393	1,210,937,077

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自 平成23年 8 月 9 日 至 平成24年 2 月 7 日	第7期 自 平成24年 2 月 8 日 至 平成24年 8 月 7 日
営業収益		
受取利息	3,204	3,071
有価証券売買等損益	43,200,313	8,150,569
営業収益合計	43,203,517	8,153,640
営業費用		
受託者報酬	302,587	296,626
委託者報酬	15,338,296	11,271,676
その他費用	31,073	30,459
営業費用合計	15,671,956	11,598,761
営業利益又は営業損失（ ）	27,531,561	3,445,121
経常利益又は経常損失（ ）	27,531,561	3,445,121
当期純利益又は当期純損失（ ）	27,531,561	3,445,121
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,348,124	2,783,437
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	20,400,000	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,783,437	661,684

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		第6期 平成24年 2月 7日現在	第7期 平成24年 8月 7日現在
1.	設定年月日	平成21年5月29日	平成21年5月29日
	設定元本額	2,200,000,000円	2,200,000,000円
	期首元本額	1,200,000,000円	1,200,000,000円
	元本残存率	54.5%	54.5%
2.	受益権の総数	120,000口	120,000口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—	661,684円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自 平成23年 8月 9日 至 平成24年 2月 7日		第7期 自 平成24年 2月 8日 至 平成24年 8月 7日	
1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 8,371,806円	1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 4,449,272円
2.	分配金の計算過程	2.	分配金の計算過程
A	当ファンドの配当等収益額 3,204円	A	当ファンドの配当等収益額 3,071円
B	親ファンドの配当等収益額 564,499円	B	親ファンドの配当等収益額 748,692円
C	配当等収益額合計 (A+B) 567,703円	C	配当等収益額合計 (A+B) 751,763円
D	経費 15,671,956円	D	経費 11,598,761円
E	差引配当等収益額 (C-D) 15,104,253円	E	差引配当等収益額 (C-D) 10,846,998円
F	当ファンドの当期末残存受益権口数 120,000口	F	当ファンドの当期末残存受益権口数 120,000口
G	当ファンドの期中平均残存受益権口数 120,000口	G	当ファンドの期中平均残存受益権口数 120,000口
H	分配対象配当等収益額 (E × F / G) 15,104,253円	H	分配対象配当等収益額 (E × F / G) 10,846,998円
I	元本超過額 23,183,437円	I	元本超過額 0円
J	当ファンドの分配可能額 23,183,437円	J	当ファンドの分配可能額 0円
K	分配可能額 (1口当たり) 193円	K	分配可能額 (1口当たり) 0円
L	分配金額 (1口当たり) 170円	L	分配金額 (1口当たり) 0円
M	収益分配金額 20,400,000円	M	収益分配金額 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第6期 自 平成23年 8月 9日 至 平成24年 2月 7日	第7期 自 平成24年 2月 8日 至 平成24年 8月 7日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第6期 平成24年 2月 7日現在	第7期 平成24年 8月 7日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
第6期（平成24年2月7日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	42,954,867
合計	42,954,867

第7期（平成24年8月7日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	8,244,415
合計	8,244,415

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第6期 平成24年 2月 7日現在		第7期 平成24年 8月 7日現在	
1口当たり純資産額	10,023円	1口当たり純資産額	9,994円

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	Ｌプラス・マザーファンド	584,710,309	1,196,141,879	
親投資信託受益証券 合計		584,710,309	1,196,141,879	
合計		584,710,309	1,196,141,879	

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「Ｌプラス・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「Ｌプラス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

Ｌプラス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成24年 2月 7日現在	平成24年 8月 7日現在
	金額	金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金	483,348	475,293	
コール・ローン	3,177,838,011	2,649,027,836	
国債証券	34,988,741,800	35,492,747,617	
派生商品評価勘定	450,791,774	215,136,498	
未収利息	5,995	4,995	
前払金	—	26,990,000	
差入委託証拠金	3,363,613,516	2,329,872,899	
流動資産合計	41,981,474,444	40,714,255,138	
資産合計	41,981,474,444	40,714,255,138	
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定	192,726,450	400,586,460	
前受金	3,100,000	—	

流動負債合計	195,826,450	400,586,460
負債合計	195,826,450	400,586,460
純資産の部		
元本等		
元本	20,567,810,659	19,706,895,399
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	21,217,837,335	20,606,773,279
元本等合計	41,785,647,994	40,313,668,678
純資産合計	41,785,647,994	40,313,668,678
負債純資産合計	41,981,474,444	40,714,255,138

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。 (2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

		平成24年 2月 7日現在	平成24年 8月 7日現在
1.	期首	平成23年 8月 9日	平成24年 2月 8日
	期首元本額	20,836,270,938円	20,567,810,659円
	期首からの追加設定元本額	—円	—円
	期首からの一部解約元本額	268,460,279円	860,915,260円
	元本の内訳		
	L プラス 2002-08 B	409,005,725円	390,093,163円
	L プラス 2002-10 B	511,288,041円	487,647,080円
	L プラス 2002-10 C	562,396,494円	536,391,613円
	L プラス 2002-12	818,021,074円	780,195,863円
	L プラス 2002-12 B	562,399,279円	536,394,376円
	L プラス 2003-01	1,073,700,468円	1,024,054,475円
	L プラス 2003-03 B	664,661,196円	633,928,059円
	L プラス 2003-04	357,402,453円	341,163,112円

L プラス 2003-04 B	102,244,945円	97,516,861円
L プラス 2003-05（適格機関投資家転売制限付）	714,835,408円	682,356,436円
L プラス 2003-05 B（適格機関投資家転売制限付）	843,535,712円	804,528,884円
L プラス 2003-06（適格機関投資家転売制限付）	970,081,630円	926,003,459円
L プラス 2003-06 B（適格機関投資家転売制限付）	511,252,684円	487,612,020円
エル・プラス 2003-07	1,226,560,379円	1,170,629,092円
L プラス 2003-08（適格機関投資家転売制限付）	428,931,453円	409,449,773円
エル・プラス 2003-09	1,078,350,450円	1,029,177,532円
エル・プラス 2003-10	1,225,335,193円	1,169,647,653円
エル・プラス 2003-11	1,633,695,102円	1,559,445,767円
エル・プラス 2003-12	867,919,526円	828,474,413円
L プラス 2007-10（適格機関投資家転売制限付）	100,297,392円	97,471,702円
L プラス 2008-05（適格機関投資家転売制限付）	752,104,943円	730,768,601円
L プラス 2008-06（適格機関投資家転売制限付）	1,469,065,167円	1,427,388,556円
L プラス 2008-08（適格機関投資家転売制限付）	501,441,348円	487,216,806円
エル・プラス 2009-05	601,608,778円	584,710,309円
エル・プラス 2009-10	852,017,835円	803,491,920円
L プラス 2009-12（適格機関投資家転売制限付）	1,428,786,652円	1,388,801,311円
L プラス 2010-02（適格機関投資家転売制限付）	300,871,332円	292,336,563円
計	20,567,810,659円	19,706,895,399円
2. 受益権の総数	20,567,810,659口	19,706,895,399口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

	自 平成23年 8月 9日 至 平成24年 2月 7日	自 平成24年 2月 8日 至 平成24年 8月 7日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	平成24年 2月 7日現在	平成24年 8月 7日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成24年2月7日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	3,811,800
合計	3,811,800

(平成24年8月7日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	5,132,617
合計	5,132,617

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(債券関連)

(平成24年2月7日現在)

(単位：円)

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	21,458,147,010	—	21,426,285,313	31,861,697
	売建	11,389,655,838	—	11,363,370,718	26,285,120
合計		32,847,802,848	—	32,789,656,031	5,576,577

(平成24年8月7日現在)

(単位：円)

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		

市場取引	債券先物取引				
	買建	16,127,215,441	—	15,859,632,289	267,583,152
	売建	11,876,151,460	—	11,874,065,856	2,085,604
合計		28,003,366,901	—	27,733,698,145	265,497,548

(注)1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は、本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(通貨関連)

(平成24年2月7日現在)

(単位：円)

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	買建	37,913,339,000	—	38,120,515,686	207,176,686
	米ドル	1,969,908,300	—	1,976,955,686	7,047,386
	加ドル	916,810,800	—	921,360,000	4,549,200
	豪ドル	17,463,926,400	—	17,686,080,000	222,153,600
	英ポンド	1,450,108,800	—	1,452,840,000	2,731,200
	スイスフラン	1,337,824,100	—	1,332,480,000	5,344,100
	スウェーデンクローナ	7,413,032,000	—	7,390,500,000	22,532,000
	ノルウェークローネ	3,552,778,000	—	3,545,100,000	7,678,000
	ユーロ	3,808,950,600	—	3,815,200,000	6,249,400
	売建	40,613,339,000	—	40,556,873,785	56,465,215
	米ドル	3,512,550,100	—	3,488,103,785	24,446,315
	加ドル	6,355,660,500	—	6,372,740,000	17,079,500
	豪ドル	4,907,394,700	—	4,912,800,000	5,405,300
	英ポンド	4,718,324,700	—	4,721,730,000	3,405,300
	スイスフラン	3,757,952,900	—	3,747,600,000	10,352,900
	スウェーデンクローナ	1,707,119,000	—	1,705,500,000	1,619,000
	ノルウェークローネ	1,051,758,000	—	1,050,400,000	1,358,000
	ユーロ	14,602,579,100	—	14,558,000,000	44,579,100
合計		78,526,678,000	—	78,677,389,471	263,641,901

(平成24年8月7日現在)

(単位：円)

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益

市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	買建	13,764,581,600	—	13,929,135,897	164,554,297
	米ドル	507,783,100	—	506,835,897	947,203
	加ドル	1,167,435,000	—	1,171,050,000	3,615,000
	豪ドル	3,847,066,000	—	3,871,390,000	24,324,000
	英ポンド	729,042,400	—	730,680,000	1,637,600
	スイスフラン	2,791,371,700	—	2,822,750,000	31,378,300
	ニュージーランドドル	374,613,600	—	384,180,000	9,566,400
	スウェーデンクローナ	2,841,832,000	—	2,910,000,000	68,168,000
	ノルウェークローネ	1,030,718,000	—	1,048,000,000	17,282,000
	ユーロ	474,719,800	—	484,250,000	9,530,200
	売建	12,787,581,600	—	12,872,088,311	84,506,711
	米ドル	2,769,024,000	—	2,757,838,311	11,185,689
	加ドル	463,384,000	—	468,420,000	5,036,000
	豪ドル	1,850,677,500	—	1,894,510,000	43,832,500
	英ポンド	2,462,690,800	—	2,435,600,000	27,090,800
	スイスフラン	321,361,200	—	322,600,000	1,238,800
	ニュージーランドドル	251,870,400	—	256,120,000	4,249,600
	スウェーデンクローナ	672,186,000	—	698,400,000	26,214,000
	ノルウェークローネ	2,453,648,000	—	2,489,000,000	35,352,000
	ユーロ	1,542,739,700	—	1,549,600,000	6,860,300
	合計	26,552,163,200	—	26,801,224,208	80,047,586

(注)1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成24年 2月 7日現在		平成24年 8月 7日現在	
1口当たり純資産額	2.0316円	1口当たり純資産額	2.0457円
(1万口当たり純資産額)	(20,316円)	(1万口当たり純資産額)	(20,457円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
-----	-----	------	-----	----

国債証券	第 2 7 1 回国庫短期証券	5,500,000,000	5,499,018,437	
	第 2 7 8 回国庫短期証券	10,000,000,000	9,997,485,940	
	第 2 9 4 回国庫短期証券	20,000,000,000	19,996,243,240	
国債証券 合計		35,500,000,000	35,492,747,617	
合計		35,500,000,000	35,492,747,617	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2012年8月31日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	1,193,608,285 円
負債総額	1,531,488 円
純資産総額（ - ）	1,192,076,797 円
発行済口数	120,000 口
1口当たり純資産額（ / ）	9,934 円

（参考）Lプラス・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	40,434,268,736 円
負債総額	313,459,037 円
純資産総額（ - ）	40,120,809,699 円
発行済口数	19,706,895,399 口
1口当たり純資産額（ / ）	2.0359 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成24年8月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

(2) 会社の意思決定機関

・株主総会

取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などを行ないます。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

・監査役会

5名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（平成24年8月末現在）

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

（平成24年8月末現在）

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成24年8月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	432	66,760
株式投資信託	366	53,547
単位型	43	1,217
追加型	323	52,329
公社債投資信託	66	13,213
単位型	49	587
追加型	17	12,625
投資法人合計	1	27

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第53期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第52期 (平成23年 3 月31日)		第53期 (平成24年 3 月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	3	21,290	3	17,352
前払費用		330		332
未収入金		4		1
未収委託者報酬		6,173		5,872
未収収益	3	422	3	543
関係会社短期貸付金		-		33
立替金		504		1,094
繰延税金資産		1,142		1,084
その他	2	30	2	30
流動資産合計		29,897		26,345
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	67	1	66
器具備品	1	147	1	137
有形固定資産合計		215		203
無形固定資産				
ソフトウェア		101		72
無形固定資産合計		101		72
投資その他の資産				
投資有価証券		7,030		3,002
関係会社株式		16,225		24,320
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		962		774
繰延税金資産		868		723
投資その他の資産合計		25,147		28,880
固定資産合計		25,463		29,156
資産合計		55,361		55,502

	第52期 (平成23年 3月31日)		第53期 (平成24年 3月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		150		194
未払金		3,354		3,086
未払収益分配金		8		7
未払償還金		181		129
未払手数料	3	2,870	3	2,486
その他未払金		294		462
未払費用	3	3,253	3	2,807
未払法人税等		945		1,295
未払消費税等		108		281
賞与引当金		2,149		2,039
役員賞与引当金		237		105
流動負債合計		10,199		9,809
固定負債				
退職給付引当金		818		907
その他		55		55
固定負債合計		874		963
負債合計		11,073		10,773
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
その他資本剰余金		4		-
資本剰余金合計		5,225		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		21,703		22,172
利益剰余金合計		21,703		22,172
自己株式		68		68
株主資本合計		44,224		44,687
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		63		42
評価・換算差額等合計		63		42
純資産合計		44,287		44,729
負債純資産合計		55,361		55,502

（２）【損益計算書】

(単位：百万円)

	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	52,650	56,698
その他営業収益	2,581	2,025
営業収益合計	55,231	58,724
営業費用		
支払手数料	26,518	29,251
広告宣伝費	803	673
公告費	13	3
調査費	11,373	11,397
調査費	698	719
委託調査費	10,654	10,660
図書費	20	18
委託計算費	335	348
営業雑経費	557	577
通信費	176	206
印刷費	287	247
協会費	41	43
諸会費	8	9
その他	43	70
営業費用計	39,601	42,252
一般管理費		
給料	7,045	6,991
役員報酬	239	237
役員賞与引当金繰入額	237	105
給料・手当	4,391	4,508
賞与	27	101
賞与引当金繰入額	2,149	2,039
交際費	73	74
寄付金	140	111
旅費交通費	389	328
租税公課	133	145
不動産賃借料	921	749
退職給付費用	305	307
退職金	12	8
固定資産減価償却費	175	143
諸経費	2,953	3,110
一般管理費計	12,149	11,971
営業利益	3,480	4,500

	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
営業外収益				
受取利息		2		15
受取配当金	1	1,071	1	757
有価証券償還益		29		19
時効成立分配金・償還金		8		35
その他		10		18
営業外収益合計		1,121		846
営業外費用				
支払利息		10		10
時効成立後支払分配金・償還金		34		77
支払源泉所得税		106		74
為替差損		1		35
弁護士報酬等		-		180
その他		0		4
営業外費用合計		153		381
経常利益		4,448		4,965
特別利益				
投資有価証券売却益		49		1
子会社投資損失引当金戻入額		576		-
その他		23		-
特別利益合計		649		1
特別損失				
投資有価証券売却損		0		0
固定資産処分損		4		6
役員退職一時金		-		369
過年度敷金償却費用		58		-
特別損失合計		62		376
税引前当期純利益		5,034		4,590
法人税、住民税及び事業税		1,134		1,795
法人税等調整額		705		224
法人税等合計		1,839		2,020
当期純利益		3,195		2,570

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,363	17,363
当期末残高	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	5,220	5,220
当期末残高	5,220	5,220
その他資本剰余金		
当期首残高	4	4
当期変動額		
自己株式の処分	-	4
当期変動額合計	-	4
当期末残高	4	-
資本剰余金合計		
当期首残高	5,225	5,225
当期変動額		
自己株式の処分	-	4
当期変動額合計	-	4
当期末残高	5,225	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	18,814	21,703
当期変動額		
剰余金の配当	305	1,502
当期純利益	3,195	2,570
自己株式の処分	-	599
当期変動額合計	2,889	468
当期末残高	21,703	22,172
利益剰余金合計		
当期首残高	18,814	21,703
当期変動額		
剰余金の配当	305	1,502
当期純利益	3,195	2,570
自己株式の処分	-	599
当期変動額合計	2,889	468
当期末残高	21,703	22,172

	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
自己株式		
当期首残高	53	68
当期変動額		
自己株式の取得	14	8,700
自己株式の処分	-	8,700
当期変動額合計	14	-
当期末残高	68	68
株主資本合計		
当期首残高	41,349	44,224
当期変動額		
剰余金の配当	305	1,502
当期純利益	3,195	2,570
自己株式の取得	14	8,700
自己株式の処分	-	8,095
当期変動額合計	2,874	463
当期末残高	44,224	44,687
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	121	63
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	57	21
当期変動額合計	57	21
当期末残高	63	42
評価・換算差額等合計		
当期首残高	121	63
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	57	21
当期変動額合計	57	21
当期末残高	63	42
純資産合計		
当期首残高	41,470	44,287
当期変動額		
剰余金の配当	305	1,502
当期純利益	3,195	2,570
自己株式の取得	14	8,700
自己株式の処分	-	8,095
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	57	21
当期変動額合計	2,817	441
当期末残高	44,287	44,729

重要な会計方針

	第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 4年～5年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

追加情報

第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第52期 (平成23年3月31日)	第53期 (平成24年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 971百万円 器具備品 571百万円 2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。なお、野村信託銀行株式会社は平成22年7月20日付でN C T 信託銀行株式会社を合併しております。 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 10,013百万円 未収収益 31百万円 (流動負債) 未払手数料 24百万円 未払費用 226百万円 4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務112百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務177百万円に対して保証を行っております。	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,012百万円 器具備品 590百万円 2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 5,802百万円 未収収益 217百万円 (流動負債) 未払手数料 42百万円 未払費用 259百万円 4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務110百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務138百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 1,066百万円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 743百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第52期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	85,000	24,600	-	109,600

（注）自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成21年度ストックオプション(1)	普通株式	19,559,100	-	231,000	19,328,100	-
	平成21年度ストックオプション(2)	普通株式	-	1,702,800	-	1,702,800	-
	平成22年度ストックオプション(1)	普通株式	-	2,310,000	-	2,310,000	-
合計			19,559,100	4,012,800	231,000	23,340,900	-

（注）1 平成21年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3 平成22年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成22年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月20日取締役会	普通株式	305	1.55	平成22年3月31日	平成22年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月23日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,502	7.63	平成23年3月31日	平成23年6月22日

第53期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	14,283,400	14,283,400	109,600

（注） 自己株式の増加は、自己株式の取得であり、自己株式の減少は、自己株式の処分であります。

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業 年度末	
提出会社	平成21年度 ストックオプション（１）	普通株式	19,328,100	-	112,200	19,215,900	-
	平成21年度 ストックオプション（２）	普通株式	1,702,800	-	26,400	1,676,400	-
	平成22年度 ストックオプション（１）	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
	第１回新株予約権	普通株式	-	2,955,200	-	2,955,200	-
	平成23年度 ストックオプション（１）	普通株式	-	6,101,700	9,900	6,091,800	-
合計			23,340,900	9,056,900	148,500	32,249,300	-

（注） 1 平成21年度ストックオプション（１）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション（２）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

3 第１回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。第１回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に６を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。

4 平成23年度ストックオプション（１）の増加は、新株予約権の発行によるものであり、減少は新株予約権の失効によるものであります。

5 平成21年度ストックオプション（１）9,837,300株、平成21年度ストックオプション（２）871,200株、平成22年度ストックオプション（１）1,155,000株、第１回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション（１）は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月23日 取締役会	普通株式	1,502	7.63	平成23年3月31日	平成23年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,468	7.46	平成24年3月31日	平成24年6月19日

(リース取引関係)

第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	731百万円	1年内	740百万円
1年超	2,234百万円	1年超	1,548百万円
合計	2,966百万円	合計	2,288百万円

（金融商品関係）

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取りが行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金及び預金	21,290	21,290	-
(2) 未収委託者報酬	6,173	6,173	-
(3) 未収収益	422	422	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	6,882	6,882	-
(5) 関係会社株式 子会社株式	1,404	1,672	268
(6) 未払金	(3,354)	(3,354)	-
(7) 未払費用	(3,253)	(3,253)	-

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額11,928百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	21,290	-	-	-
未収委託者報酬	6,173	-	-	-
未収収益	422	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	5,733	556	421
合 計	27,885	5,733	556	421

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取りが行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金及び預金	17,352	17,352	-
(2) 未収委託者報酬	5,872	5,872	-
(3) 未収収益	543	543	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	2,854	2,854	-
(5) 関係会社株式 関連会社株式	1,404	1,615	210
(6) 未払金	(3,086)	(3,086)	-
(7) 未払費用	(2,807)	(2,807)	-

() 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額20,023百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,352	-	-	-
未収委託者報酬	5,872	-	-	-
未収収益	543	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	362	479	439
合 計	23,768	362	479	439

（有価証券関係）

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
子会社株式	1,404	1,672	268
合 計	1,404	1,672	268

（注）子会社株式（貸借対照表計上額11,928百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	31	7	24
	そ の 他	5,560	5,363	196
	小 計	5,591	5,370	220
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	そ の 他	1,291	1,404	113
	小 計	1,291	1,404	113
合 計		6,882	6,775	107

（注）1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	144	49	0
合 計	144	49	0

第53期(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
関連会社株式	1,404	1,615	210
合 計	1,404	1,615	210

(注) 子会社株式（貸借対照表計上額20,023百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	35	7	28
	そ の 他	1,177	999	177
	小 計	1,212	1,006	206
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,642	1,784	141
	小 計	1,642	1,784	141
合 計		2,854	2,790	64

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	112	1	0
合 計	112	1	0

(持分法損益等)

第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,703 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,054	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 4,407 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,834 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 927

（退職給付関係）

第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)																																																
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュ・バランスプラン型退職金制度を設けております。 2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>890</td></tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td><td>890</td></tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td><td>72</td></tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td><td>818</td></tr> </table> 3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 勤務費用</td><td>95</td></tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td><td>14</td></tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>30</td></tr> <tr> <td>ニ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>165</td></tr> <tr> <td>ホ 退職給付費用合計</td><td>305</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>1.6%</td></tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	890	ロ 未積立退職給付債務	890	ハ 未認識数理計算上の差異	72	ニ 退職給付引当金残高	818	イ 勤務費用	95	ロ 利息費用	14	ハ 数理計算上の差異の費用処理額	30	ニ 確定拠出型企業年金への掛金	165	ホ 退職給付費用合計	305	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	1.6%	ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年	1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュ・バランスプラン型退職金制度を設けております。 2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>985</td></tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td><td>985</td></tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td><td>77</td></tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td><td>907</td></tr> </table> 3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 勤務費用</td><td>97</td></tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td><td>14</td></tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>27</td></tr> <tr> <td>ニ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>168</td></tr> <tr> <td>ホ 退職給付費用合計</td><td>307</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>1.4%</td></tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	985	ロ 未積立退職給付債務	985	ハ 未認識数理計算上の差異	77	ニ 退職給付引当金残高	907	イ 勤務費用	97	ロ 利息費用	14	ハ 数理計算上の差異の費用処理額	27	ニ 確定拠出型企業年金への掛金	168	ホ 退職給付費用合計	307	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	1.4%	ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年
イ 退職給付債務	890																																																
ロ 未積立退職給付債務	890																																																
ハ 未認識数理計算上の差異	72																																																
ニ 退職給付引当金残高	818																																																
イ 勤務費用	95																																																
ロ 利息費用	14																																																
ハ 数理計算上の差異の費用処理額	30																																																
ニ 確定拠出型企業年金への掛金	165																																																
ホ 退職給付費用合計	305																																																
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																
ロ 割引率	1.6%																																																
ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																
イ 退職給付債務	985																																																
ロ 未積立退職給付債務	985																																																
ハ 未認識数理計算上の差異	77																																																
ニ 退職給付引当金残高	907																																																
イ 勤務費用	97																																																
ロ 利息費用	14																																																
ハ 数理計算上の差異の費用処理額	27																																																
ニ 確定拠出型企業年金への掛金	168																																																
ホ 退職給付費用合計	307																																																
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																
ロ 割引率	1.4%																																																
ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																

（ストックオプション等関係）

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 2,310,000株
付与日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利確定前(株)		
期首	19,559,100	-
付与	0	1,702,800
失効	231,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	19,328,100	1,702,800
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日
権利確定前(株)	
期首	-
付与	2,310,000
失効	0
権利確定	0
権利未確定残	2,310,000
権利確定後(株)	
期首	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
権利未行使残	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日
権利行使価格(円)	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りに
よっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプション の付与数（注）	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使 可能初日」といいます。）当該権利 行使可能初日から1年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら2年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2分の1、4分の1、4分の1ずつ権 利確定する。ただし、本新株予約権の 行使時において、当社が株式公開し ていることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社の従業員 186名
株式の種類別のストックオプション の付与数（注）	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使 可能初日」といいます。）当該権利 行使可能初日から1年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら2年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2分の1、4分の1、4分の1ずつ権 利確定する。ただし、本新株予約権の 行使時において、当社が株式公開し ていることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使 可能初日」といいます。）当該権利 行使可能初日から1年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら2年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2分の1、4分の1、4分の1ずつ権 利確定する。ただし、本新株予約権の 行使時において、当社が株式公開し ていることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利確定前(株)		
期首	19,328,100	1,702,800
付与	0	0
失効	112,200	26,400
権利確定	0	0
権利未確定残	19,215,900	1,676,400
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月 7 日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	-
付与	0	6,101,700
失効	0	9,900
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	6,091,800
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円

3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第52期 (平成23年3月31日)		第53期 (平成24年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)	
賞与引当金繰入超過額	886	賞与引当金繰入超過額	775
その他	255	その他	309
	1,142		1,084
繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)	
投資有価証券等評価損	60	投資有価証券等評価損	52
関係会社株式評価損	185	関係会社株式評価損	205
退職給付引当金超過額	333	退職給付引当金超過額	329
固定資産減価償却超過額	234	固定資産減価償却超過額	190
その他	99	その他	28
	912		806
繰延税金資産合計	2,054	繰延税金資産小計	1,890
		評価性引当金	61
繰延税金負債(固定)		繰延税金資産合計	1,829
その他有価証券評価差額金	43		
繰延税金負債合計	43	繰延税金負債(固定)	
繰延税金資産の純額	2,010	その他有価証券評価差額金	22
		繰延税金負債合計	22
		繰延税金資産の純額	1,807
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.6%	法定実効税率	40.6%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	7.3%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%
海外子会社の留保利益の影響額等	0.5%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.5%	海外子会社の留保利益の影響額等	2.7%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.0%

第52期 (平成23年 3 月31日)	第53期 (平成24年 3 月31日)
-	3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月 2 日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年 4 月 1 日以降解消されるものに限り）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までのものは38.0%、平成27年 4 月 1 日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。 その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が170百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が174百万円、その他有価証券評価差額金額が 4 百万円、それぞれ増加しております。

（関連当事者情報）

第52期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	住友信託銀行株式会社	大阪市中央区	342,037	信託銀行業	(被所有) 直接 98.60 (注)2	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注)1	308	未払手数料	24

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税が含まれております。

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2 議決権等の被所有割合は、自己株式（109,600 株）を控除して計算しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management Singapore Limited	シンガポール国	115,000	アセットマネジメント業	直接 100.00	-	増資の引受 (注)1	7,351

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

Nikko Asset Management Singapore Limitedの行った112,500千株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成22年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	9,325百万円
負債合計	1,342百万円
純資産合計	7,982百万円

営業収益	9,228百万円
税引前当期純利益	3,523百万円
当期純利益	2,729百万円

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	住友信託銀行株式会社 (注)3	大阪市中央区	342,037	信託銀行業	(被所有) 直接 91.34 (注)2	投資信託受益証券の募集販売	自己株式の取得 (注)1	8,700	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておりません。

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 当社株式14,283,400株を1株につき609.10円で取得したものであります。
- 2 議決権等の被所有割合は、自己株式（109,600株）を控除して計算しております。
- 3 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社を吸収合併し、三井住友信託銀行株式会社に社名を変更しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高(百万 円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール 国	252,000	アセット マネジメント 業	直接 100.00	-	増資の引受 (注1)	8,095	-	-
							株式売買代金 相当額の引受 (注2)	8,095	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 Nikko Asset Management Singapore Limitedの行った137,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。なお、Nikko Asset Management Singapore Limitedは、当事業年度中にNikko Asset Management International Limited に社名を変更しております。
- 2 DBS Asset Management Ltd（現社名Nikko Asset Management Asia Limited）株式の売買代金相当額をNikko Asset Management Singapore Limited（現社名Nikko Asset Management International Limited）から当社が受領したものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成23年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	9,309百万円
負債合計	1,103百万円
純資産合計	8,206百万円

営業収益	7,961百万円
税引前当期純利益	2,868百万円
当期純利益	2,181百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第52期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第53期(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第52期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第53期(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

（１）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第52期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

第53期(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第52期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

第53期(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第52期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

第53期(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
1株当たり純資産額	224円92銭	227円16銭
1株当たり当期純利益金額	16円22銭	13円09銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益（百万円）	3,195	2,570
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	3,195	2,570
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,926	196,278
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 19,328,100株、平成21年度ストックオプション(2) 1,702,800株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株	平成21年度ストックオプション(1) 19,215,900株、平成21年度ストックオプション(2) 1,676,400株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 6,091,800株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第52期 (平成23年 3 月31日)	第53期 (平成24年 3 月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	44,287	44,729
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-	-
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	44,287	44,729
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	196,903	196,903

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成24年3月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成24年3月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成24年3月末現在)	事業の内容
日興アセットマネジメント アメリカズ・インク	181百万米ドル	資産運用に関する業務を営んでいます。

日興アセットマネジメント アメリカズ・インクの「資本金の額」は、資本金と資本剰余金の合計額を記載しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

日興アセットマネジメント株式会社の100%子会社である持株会社が、日興アセットマネジメント アメリカズ・インクの発行済株式総数の100%を保有しております。（平成24年3月末現在）

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成24年5月2日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年 9 月19日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員指定社員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエル・プラス 2009-05の平成24年 2 月 8 日から平成24年 8 月 7 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エル・プラス 2009-05の平成24年 8 月 7 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月15日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。